

令和1年9月

お客さま各位

大阪商工信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、2018年2月金融庁により公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和1年11月1日より、預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報を従来よりも詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合がございます。また確認にあたっては、各種確認資料等の提出をお願いする場合がございます。

なお、当金庫が求める確認や資料の提出について適切にご対応頂けない場合、お取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合がございます。

1. 対象となる規定

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

定期性総合口座規定

当座勘定規定

納税準備預金、貯蓄預金共通規定

通知預金規定

定期預金共通規定

定期積積金（スーパー積金）規定

積立定期預金規定

積立式期日指定定期預金規定（エンドレス・ドリーム）

2. 改定内容

普通預金規定について、以下の条項を追加・変更いたします。普通預金規定以外の規定においても同じような改定を行います。

「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」（抜粋）

「取引の制限等」条項の新設

13.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過した場合、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当金庫に届け出している在留期間を経過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前1項～3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」（抜粋）

「解約等」条項での一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

14.（解約等）

- (1) および(3)～(6)は、追加・変更なく省略
- (2) 次の各号に一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。
 - ②この預金の預金者が前記第11条1項に違反した場合。
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的にみとめられる場合。
 - ⑤日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届け出している在留期間を経過し、適法な在留資格・在留期間を当金庫所定の方法により届け出されない状態が1年以上に渡って解消されない場合。